

〈報道発表資料〉

市民活力推進部 市民協働推進課
担当 課長 五十嵐
直通 048-996-2111 (内線 307)
E-mail:shiminkyodo@city.yashio.lg.jp



**やしお生涯楽習館大規模改修工事基本設計・実施設計業務委託料の
繰越明許手続きにかかる補正予算を3月31日に専決処分**

やしお生涯楽習館大規模改修工事基本設計・実施設計について、調査及び検討に多くの時間を要したため、年度内での完了が見込めないこととなった。そのため、繰越明許の手続きが必要となったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年3月31日に専決処分しました。

1 具体的な予算額

事業名：やしお生涯楽習館大規模改修工事基本設計・実施設計業務委託料
繰越額：47,080千円

2 今後の予定

令和7年3月31日 専決処分
6月 令和7年度第2回市議会定例会専決処分承認議案提出

3 参考資料

別添「令和6年度八潮市一般会計補正予算（第10号）の概要について」

令和6年度八潮市一般会計補正予算（第10号）の概要について

やしお生涯楽習館大規模改修工事基本設計・実施設計について、調査及び検討に多くの時間を要したため、年度内での完了が見込めないこととなった。繰越明許に係る予算措置について、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年3月31日に専決処分したものである。

補正予算の内容

1 繰越明許

令和6年度末までの完了が難しい事業について、繰越明許費を追加する（1件）。
・やしお生涯楽習館大規模改修工事基本設計・実施設計業務委託料

問い合わせ

八潮市企画財政部財政課
電話 048-996-2111 内線306・477